

有料職業紹介事業許可証

許可番号 67-3-300139
許可年月日 平成 25年10月 1日

(法人又は活動) 株式会社 Link

(所在地) 福岡県山崎山崎町1番25号

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令 第 3号(10月 1日)

所 主 務 大 部

田村憲久

1 取扱職種の範囲等
全職種
国内

名 称 株式会社 Link

2 事業所の所在地 福岡県山崎山崎町1番25号 セゾン山崎ビル 1階10号室

3 許可の有効期間 令和 3年10月 1日 から 令和 4年 3月30日までとする。

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社 Link

第1条 人

- 1 本所は、いかなる法人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、資金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 申込みは、本人又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により行うものとします。ただし、郵送による申込みは、郵送、電話、ファックス又は電子メールで提出し受付けません。
- 3 求人申込みの期には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件、その他の事項の交付、ファックスの利用又は電子メールの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめその方法以外の方法により明示を行います。

第2条 業 種

- 1 本所は、いかなる業種の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 業種申込みは、本人が直接来所し、所定の文書によりお申込みください。
- 3 業種、日雇制又は臨時労働者に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録の規程によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等、賃金、労働時間、その他の労働条件、その他の事項)の交付、ファックスの利用又は電子メールの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめその方法以外の方法により明示を行います。

第3条 結 合

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう尽力が義務付けられます。
- 2 求人の方には、その希望と能力に適合する求職者を能力が優先されます。
- 3 結合に際しては、求職の方に、結合において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファックスの利用又は電子メール等により明示します。ただし、結合の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファックスの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめその方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を保持して求人者へ行っていただきます。
- 5 いかなる求人、求職の申込みも受け以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働時間に対する立派の意識をもち、同業種又は作業内容の行われている求人者に、紹介を致します。
- 7 就職が決定されたら求人された方から到着の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条 その他

- 1 本所は、職業安定法第31条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に適合する求職者を能力が優先されます。
- 2 本所に付いた職業紹介の範囲については、求人者、求職者双方から本所に対して、その報告をさせていただきます。
- 3 本所は、求職者又は求人者からの再入職の依頼は個人情事管理業務に属し、運営に属しません。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人権、国籍、民族、性別、社会的身分、門地、宗教の職業、労働組合の結成員であること等を理由として差別の意識は一切ありません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりです。本所の業務は、すべて職業安定法第31条及び第32条に基づき運営されますので、ご不審の点は職員に詳しくおたずねください。

平成 25 年 7 月 29 日 制定
令和 3 年 6 月 1 日 改定

手 数 料 規 程

本所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましましたときは、次の手数料を申し受けます。

- 1 求職受付手数料
求職者自身のうち求職者、家族(配偶者)、配偶者、児童、マニカンの場合のみの手続きを受理した場合は、受理した日以後に次の受付手数料を申し受けます。
本所の受付1件につき 6,000円
ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1ヶ月に3件を超えれば、1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

サービスの内容	手 数 料 の 額
求人者受け付け時の事務費用	1,000円
求人者申込みの受付	求人者 となります。
求人・求職者の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介サービス	求職者 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 3.0%
求人者の就業を前記に定めるための求人票に列する専門的な相談・指導	求職者 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 3.0%
就業の状況による求職者の就業の状況その他の調査・提供	求人者 となります。
就業の状況による求職者の就業の状況その他の調査・提供	求人者 となります。
就業の状況による求職者の就業の状況その他の調査・提供	求人者 となります。
就業の状況による求職者の就業の状況その他の調査・提供	求人者 となります。

求人手数料は、所定額が決められておりません。
就業後、0.7-3-300139
事業所の名称及び所在地、株式会社 Link
福岡県山崎山崎町1番25号 セゾン山崎ビル 1階10号室

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の結合により職業安定法(第31条)の人件費、一方上の申込み又は自己の能力に適合する事業により活動に当たった場合、返戻した求人手数料の一部を、7日間の就業及び活動に定めた金額を求人者へ返戻します。

返戻手数料の一律返戻する場合は、以下の通りとします。

- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 90%返金
- ・入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 70%返金

但し、求人者の就業状況(求職者)に対する対応が、当社の職業安定法に違反し、それを理由に採用決定(求職者)が一方上の申込みで退職した場合に、紹介手数料を返戻しないこととする。

返戻金制度は有料職業紹介業務の範囲に限り適用をします。

別紙 1